破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第７１００号

東京都中央区日本橋室町３丁目２番15号

破産者　株式会社ＳＦＣＧ

特別調査期日　平成26年９月８日午前10時

平成26年７月３日

東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１７号

石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字76番地の１

破産者　有限会社マルゲンセンター

異議申述期間　平成26年９月３日まで

平成26年７月３日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第７号

兵庫県尼崎市南塚口町２丁目１番３号

清算株式会社　株式会社栗本不動産

代表清算人　野口　雅巳

1　決定年月日　平成26年６月30日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０２７号

東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目８番３号ＧＳビルディング本館６階

清算株式会社　株式会社インターナショナル

1　決定年月日　平成26年７月１日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０１４号

東京都豊島区巣鴨４丁目26番13号

清算株式会社　株式会社第一繊維

1　決定年月日　平成26年６月30日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

1　特別清算債権

本協定において、「特別清算債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

2　特別清算債権者

本協定において、「特別清算債権者」とは、特別清算債権を有する債権者をいう。

3　未確定債権

本協定において、「未確定債権」とは、特別清算債権のうち存否及び額が未確定である下記債権をいう。

記

後藤武弘が清算株式会社に対し行使した株式買取請求に係る株式の代金支払請求権

4　未確定債権者

本協定において、「未確定債権者」とは、未確定債権を有すると主張する者をいう。

第２　弁済及び免除

1　弁済

清算株式会社は、本協定の認可決定確定後、清算株式会社の全ての資産の換価が完了しかつ未確定債権の存否及び額が確定した日から１か月以内に、各特別清算債権者に対し、全資産の換価により得た残存する金員から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の元本額に応じて按分して弁済する。

2　免除

特別清算債権者は、前項の弁済時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

第３　未確定債権に関する措置

未確定債権は、株式買取価格決定申立事件（東京地方裁判所平成25年（ヒ）第406号）又はその上訴審において、債権の存否及び額が確定（疑義を避けるために記載すると、買取価格を定める裁判が、取消し、変更の可能性がない状態に達したことをいう。以下本項で同じ）される。

未確定債権者は、上述株式買取価格決定申立事件又はその上訴審において、未確定債権について債権の存在を認める裁判がなされ、当該裁判が確定した場合には、前述第２に従って弁済を受け免除をする。（疑義を避けるために記載すると、未確定債権について債権の存在を認めない裁判がなされ、当該裁判が確定した場合には、未確定債権者に対する弁済はなされない。）

第４　追加弁済

1　追加弁済

前述第２の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の元本額（前述第２、２の免除がされなかったとした場合の元本額）に応じて按分して弁済する。

2　免除の効力の遡及的消滅

前項の場合においては、各特別清算債権者が前述第２、２の規定により行った債務免除は、本項に基づく追加弁済の額の限度で効力を失うものとする。

第５　細則

1　弁済の場所

本協定に基づく弁済は、全て、特別清算債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　弁済額の計算

本協定に基づく弁済額の計算は、１円未満を切り捨て計算する。

3　弁済充当の順序

本協定に基づく弁済は、すべて、元本、利息、遅延損害金の順に充当する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

書面による決議に付する決定

平成２６年（再）第１号

長崎市京泊２丁目10番２号

再生債務者　新長崎水産株式会社

1　決議に付する計画案　平成26年６月10日付け再生債務者提出の再生計画案

2　書面投票期間　平成26年８月11日まで

3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月４日

平成26年６月30日　長崎地方裁判所民事部

再生計画変更

平成２３年（再）第３号

名古屋市中区大須３丁目２番15号、開始決定時の本店所在地名古屋市名東区西山本通３丁目18番地

再生債務者　株式会社シーズン（開始決定時の商号株式会社アベラ・ビビ）

主文　本件変更計画案のとおり再生計画を変更する。

平成26年７月２日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２１号

埼玉県越谷市東大沢４丁目８番地13　プラス・オ・ソレイユ203

再生債務者　田中　啓之

1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成26年８月６日から平成26年８月13日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１８号

神奈川県平塚市南金目2273番地の９

再生債務者　大村　知己

1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成26年８月６日から平成26年８月13日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第１７号

岡山県倉敷市西阿知町1180番地５　ニューシティ西阿知103号

再生債務者　森山　　恵

1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成26年８月６日から平成26年８月13日まで

岡山地方裁判所倉敷支部